

松江市告示第 214 号

松江市移送タクシー事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (対象者) 第 3 条 事業の対象者は、松江市に住所を有する者(別表に定める施設等に入所又は入居している者及び他自治体の介護保険制度適用者を除く。)で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 利用申込に係る年度(当該利用申込があった日の属する月が 4 月又は 5 月の場合にあつては、前年度)の市町村民税が世帯全員非課税であること。</u> <u>(4)～(6) 略</u> | (対象者) 第 3 条 事業の対象者は、松江市に住所を有する者(別表に定める施設等に入所又は入居している者及び他自治体の介護保険制度適用者を除く。)で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1)・(2) 略 (3)～(5) 略 |

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第 3 条第 3 号の規定は、この告示の施行の際現に改正前の松江市移送タクシー事業実施要綱の規定により移送サービス事業の利用を決定された者については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、適用しない。